

法令及び判例ニュース
(N.º 1-07)

A.) 法令

I.- ルーラ大統領は零細企業及び小企業の育生と成長を目的とした、会社法、税法、労働法、厚生年金法の規定一部変更し、企業の税務責任と負担の軽減、及び同企業の市場参加の拡大、更に資金と技術補助等を含む、憲法補足令 第 123 号を裁可した。
(L.Complementar n.º 123, 14-12-06)

11.- 零細企業と小企業の定義は年間の総収入額をベースとし、下記の通り。

a.- 零細企業: 年間収入額が 24 万リアル以下

b.- 小企業: 年間収入額が 24 万リアル以上で 240 万リアル以下。

但し、株式会社、銀行、保険更に為替又は証券ブローカー等は対象外となる。

12.- 税務上の主要恩典は(SIMPLES NACIONAL)、下記諸租税を総括し、業種及び年間総収入額に準じて 4%から最高 17,42%相当額の支払いにより大幅な減税となる。
尚、総括される租税は

12.1.- 法人所得税 (IRPJ) - 課税対象利益の 25%課税

12.2.- 工業製品税 (IPI)

12.3. - 純利益に課税される社会納入金 (CSLL)

12.4.- 社会保険向け納入金 (COFINS)

12.5. - 社会統合向け納入金 (PIS/PASEP)

12.6. - 社会厚生年金向け納入金 (CONTRIBUIÇÃO AO INSS)

12.7.- 商品流通税 (ICMS)

12.8. - 役務提供税 (ISS)

- 13.- 上記租税の税率合計は総収入額の約 45%近い数値となる試算から、零細企業及び小企業は一般企業が支払う租税額の 10 分 1 から 3 分 1 の租税負担となることが予想される。
- 14.- 上記記載の租税以外は規定し従い普通に支払う。例、輸出入税、金融為替取引税等。
- 15.- 零細企業と小企業に対する課税制度の管理監督は財務省へ属する管理機関 (COMITE GESTOR) が担当する。
- 16.- 本法令は 2007 年 7 月 1 日から施行される。

II.- 所得税を源泉とした、スポーツの振興を資金的に支援する制度が発表された。(LEI 11.439, DE 29-12-06)

今後 2015 年まで、スポーツ省が認可したプロジェクトへ支払う援助額の控除を認めた。
控除の制限は下記の通り。

- a.- 個人の場合、年間所得申告による所得税の 6 %
- b.- 法人の場合、四半期或いは年間所得申告による所得税の 4%、

III.- 最高裁判所判例の束縛性(EFEITO VINCULANTE)に関する法令。(LEI N.º 11.417, DE 19-12-2006)

連邦及び州の裁判所は多くの訴訟件数を抱えている点、更に当国の訴訟手続法の複雑な規定により、訴訟開始から、最終判決まで 15 年、20 年を年月を要する件が多いのが現状である。

今回、司法訴訟件数の削減、訴訟案件の早期解決を目的とし、最高裁判所の判例(SUMULA)は、今後全裁判所と連邦(UNIÃO FEDERAL)及び地方自治体(ESTADOS, DISTRITO FEDERAL E MUNICÍPIOS)に対し、束縛性 (EFEITO VINCULANTE) を持たせる法令が發布された。

本法令は 3 ヶ月後から施行されるが、具体的な成果は 2 年、3 年後にしか期待出来ないと予想される。

S. Paulo, 03/01/2007.
Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno e Oshikiri Advogados
Tel.(011) 3068-2053

